

人間文化研究機構本部機構長戦略室規程

令和5年3月27日

人間文化研究機構規程第165号

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構組織規程第26条に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）が設置する機構本部機構長戦略室（以下、「機構長戦略室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 機構長戦略室は、機構全体の組織運営等にかかる課題に関し、能動的な企画立案、機動的かつ弾力的な調整及び調査分析を行う。

(組織)

第3条 機構長戦略室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 理事
- (3) 事務局長
- (4) 機構本部に配置する特任研究員
- (5) その他機構長が必要と認める者

2 機構長は、機構長戦略室の業務を掌理する。

3 機構長は、特定の課題に関して、外部有識者の意見を聞くことができる。

(プロジェクトチーム)

第4条 特定の課題について専門的な調査、企画立案等を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、機構長が指名する者で構成する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 人間文化研究機構本部機構長室規程（平成28年3月28日規程第141号）は、令和5年3月31日をもって廃止する。